財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
53	国際	2	つくば国際戦略総合特区	生活支援ロボットの実用化	ロボット介護機器の開発や実証実験の支援及び安全検証を行ったうえで実用化を図るとともに，当該ロボットの効果や性能を評価し，介護・福祉器具に関する団体等と連携して介護・福祉現場等への普及を図る。さらに，欧州の関係機関等と連携し，ISO13482認証を取得したロボットの海外での実証実験を可能にするなど，海外展開を含めて我が国発のロボットを国内外で普及させ，もって我が国のロボット産業の国際競争力強化を図る。	産業技術総合研究所，日本自動車研究所，労働安全衛生総合研究所，名古屋大学，日本福祉用具評価センター，日本ロボット工業会，国立長寿医療研究センター，アプライド・ビジョン・システムズ，セック，日本生活支援工学会，日本福祉用具・生活支援用具協会	経済産業省		新規	AMEDの「ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）」が平成29年度で終了する。今後，自立支援や介護士の負担軽減等，福祉・介護現場におけるロボットの必要性はさらに高まることが予想され，また，導入を促進するため，その安全性や性能を評価することが必要であることから，当該事業の後継事業の実施をお願いしたい。	1回目	経済産業省製造産業局ロボット政策室	ロボット介護機器開発・導入促進事業	A	平成30年度概算要求予定	平成30年度概算要求等に向けて引き続き検討を行う。		a	本特区からの財政要望について，担当省庁が平成30年度概算要求を行う予定であるため。		経済産業省から、「ロボット介護機器開発・導入促進事業（基準策定・評価事業）」の後継事業の実施については平成30年度の概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、今後、指定自治体の要望の実現に向け対応することから協議を終了する。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ
											2回目											
172	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいことから、報酬上、「地域共生加算（仮称）」の創設を求める。	1回目	厚生労働省老健局振興課社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	介護保険法 障害者総合支援法	C	－	高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を創設することを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年5月26日に成立したところである。 共生型サービスの施行は平成30年4月1日であるが、基準・報酬については、平成30 年度の介護・障害報酬改定において、現行の障害福祉制度の基準該当サービスの報酬が、障害支援区分を勘案していない、基本的に加算の仕組みがない等の課題を含め、必要な対応を行うこととしている。これにより、ご提案の一部は措置できるものと考えている。 頂くご提案の「地域共生加算（仮称）」の創設については、まずは共生型サービス施行状況を踏まえる必要があると考えており、また、介護・障害報酬は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を経て決定されるものであり、特区制度による財政支援措置としては対応できない。		d	共生型サービスの基準・報酬の対応については平成30年度の介護・障害報酬改定において対応するとのことであり、本提案が実質的に実現する場合には、厚生労働省の見解を了解したいが、現時点では、当該検討の状況を踏まえた上で協議を継続することとしたい。		厚生労働省からは、「共生型サービス」の基準・報酬について、平成30 年度の介護・障害報酬改定において必要な対応を行うこととしていることから、要望の一部は実現できるものの、「地域共生加算（仮称）」の創設については、まずは共生型サービス施行状況を踏まえる必要があること、また、介護・障害報酬は、社会保障審議会介護給付費分科会の審議等を経て決定されるものであることから、対応できないと回答されているところである。 指定自治体の要望を実現するためには、平成30年度の介護・障害報酬改定における対応が必要であり、これについて今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は今後、指定自治体から再度提案があった場合は、当該検討の状況を踏まえた上で指定自治体と協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目											
173	地域	10	とやま地域共生福祉推進特区	富山型デイサービス施設支援事業	地域共生ホーム（富山型デイサービス）施設の設置促進のための支援事業	富山県	厚生労働省	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	拡充	基準該当障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行った場合でも、「食事提供体制加算」を除いて加算が算定されない。 特に、基準該当事業所における「送迎加算」については、国と地方の協議等により、平成24年度に算定対象となった経緯があるが、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域により算定基準に格差が生じているとして、都道府県の独自基準による取扱いを廃止されたところである。 質の高いサービスを提供するためには報酬上評価される仕組みが不可欠なことから、指定障害福祉サービスで適用される加算を、基準該当サービスでも適用するよう求める。	1回目	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	C	－	基準該当障害福祉サービスについては、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていなくても、介護保険事業所等の人員基準、設備基準等を満たしている場合に、市町村の裁量で、障害福祉サービスの実施を可能とする特例的な性格を持つものである。 一方、報酬の加算は、指定障害福祉サービスとしての基準を満たした上で、追加の支援や質の高いサービスを提供する事業者を上乗せで評価するものであり、基準該当障害福祉サービスに対して加算を行うことは適当ではない。また、基準該当障害福祉サービスについては、定員超過の場合や人員欠如の場合の減算も行わないこととしており、それにより、指定障害福祉サービスとの公平性を確保している。 また、報酬は、全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも、特区において特例的に加算を算定できるように取扱いは適当ではない。		d	共生型サービスの基準・報酬の対応については平成30年度の介護・障害報酬改定において対応するとのことであり、本提案が実質的に実現する場合には、厚生労働省の見解を了解したいが、現時点では、当該検討の状況を踏まえた上で協議を継続することとしたい。		厚生労働省からは、指定障害福祉サービスとしての基準を満たしていない特例的な「基準該当」の障害福祉サービスと、基準を満たし、「指定」を受けている障害福祉サービスとで、同じように加算を認めることは適当ではなく、また、報酬は全国一律のものとして決定されるべき性質のものであるため、そもそも特区において特例的な加算を算定できるような取扱いは適当ではないと回答されているところである。 指定自治体の要望を実現するためには、平成30年度の介護・障害報酬改定における対応が必要であり、これについて今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 厚生労働省は今後、指定自治体から再度提案があった場合は、当該検討の状況を踏まえた上で指定自治体と協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目											
288	地域	38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区	高精度重粒子線がん治療技術の開発	重イオンマイクロサージェリー技術による小さな疾患の治療と、その治療実施に向けた正確な重イオンビームの照射対象部位の位置の確認や、照射後の精度確認等の安全性と品質確認を含めた技術の総合的開発を行う。	群馬大学、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所、三菱電機、ニニカミノルタ、蔵前産業、QMD	文部科学省		新規	H25年度から進めている重イオンマイクロサージェリーの制御技術の開発を基に新規技術を確立する。新規技術ではビームの広がり（ペナンブラ）を十分に抑える重イオンの特徴を最大限に活用し、ガンマナイフやサイバーナイフでは困難な症例の治療を可能にする。治療における安全性と品質の面から微小な病巣への重イオンビームの位置決め技術が極めて重要であり、それを可能とするため、精細フラットパネルディレクター（FPD）により患者のX線画像を撮影し、病巣位置に対する相対位置が明確な複数の照準点を用いて高精度の位置決めを行う。この照準点の位置を連続的に監視し、照準から外れた場合、照射できない、若しくは、照射中断する等の機能を働かせることにより、照射の正確性と安全性を担保する。 また、重イオンはPET技術を用いて照射位置の可視化が可能となるため、CT撮影により治療計画時の位置との一致を確認することで、照射精度を確認する。これら技術を確立することで、これまで治療が困難であった微小な疾患についても放射線治療が可能になる。このように大学等の持つ資源や基礎研究等で生まれた研究成果を効率的に活用し、産学官による共同研究開発を通じて事業化の加速化を図るための研究開発機能を有する施設・設備整備を支援する補助事業の創設を要望する。	1回目	文部科学省・研究振興局研究振興戦略官付	日本医療研究開発機構研究費	C		ご要望の事業化加速を図るための支援事業については、例えば、日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行っているため、ご検討いただきたい。		c	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「医療研究開発革新基盤創生事業（CiCLE）」についてAMEDへの相談や学内での検討をおこなってきたが、共同で行う企業について利益排除の点から参画が得られなかったため、CiCLEへの申請をすることができなかった。申請が合う支援事業があれば申請等を行う予定であるが、事業規模が大きいため合致する事業がない。事業化を進めるため、ぜひ支援事業について再度ご検討いただきたい。	○	文部科学省から、代替案として日本医療研究開発機構の支援事業が示されたが、指定自治体より、共同で行う企業について利益排除の点から参画が得られなかったため当該事業への申請ができず、また、他に要望内容に合致する事業がないとの見解が示されたため、文部科学省は、指定自治体より提示された回答に対して、その内容を精査し、対応の可否や条件・代替案について再度検討の上、引き続き協議を行うこと。	Ⅳ
											2回目			C		2度目の対面協議にてご説明したとおり、ご要望の事業化加速を図るための支援事業については、例えば日本医療研究開発機構において、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行っているため、これらの活用について引き続き幅広くご検討いただきたい。		b	今後も、条件が合えば国立研究開発法人日本医療研究開発機構の各種支援事業について、検討していきたい。また、「高精度重粒子線がん治療技術の開発」が活用できる支援事業の創設をお願いしたい。	○	文部科学省から、改めて日本医療研究開発機構の支援事業の活用について示したことを受け、指定自治体が再検討していくこととなった、協議を終了する。 ただし、今後、支援事業の活用が困難であり、要望が実現できないことが明らかとなり、指定自治体が再協議を希望する場合は文部科学省と改めて協議を行うものとする。	Ⅴ

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
317	地域	41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区	恒久的輪地整備事業 （草原保全事業）	国立公園に指定されている「阿蘇くじゅう国立公園」を構成する阿蘇地域において、担い手の高齢化や少子化の進行に伴い、阿蘇を代表する草原の景観保全が危機に瀕している。 こういった現状を鑑み、草原の保全に効果のある野焼き作業の労力を軽減するために、森林への延焼を防止する輪地を一度の整備で恒久的に使用できるよう整備する。	阿蘇市牧野組合	環境省		新規	阿蘇地域は「阿蘇くじゅう国立公園」に指定されており、その草原景観はまさに人類の宝というべき壮大なものである。 草原景観は地域住民が維持・管理することにより保たれているが、高齢化・少子化の進行に伴い、維持・管理作業に深刻な影響が発生している。 本事業は、こういった現状を鑑み、草原景観を維持するための野焼き作業において、特に労力の係る輪地切り（火を放った際に森林が延焼しないように、森林に沿って帯のように草原の草刈等を行う作業）を一度の整備で恒久的に使用できるよう整備するものである。 野焼き作業の省力化により、未来に残すべき草原景観を維持・保全することが可能となる。	1回目	環境省 自然環境局 自然環境計画課	自然公園等整備事業（自然再生事業）	B	H18～	環境省では「第二期阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画」に基づき、防火帯や作業道の整備、輪地切り作業等を進め、野焼き時の安全確保や輪地切り作業の軽減を図っております。引き続き、地元市町村や牧野組合と連携して事業を進めて参りたいと考えております。 今回ご提案のありました事業については、事業内容や事業実施場所等が不明な点があり、それにより現行制度では実現可能な部分が一部にとどまってしまう可能性もありますため、まずは詳細について九州地方環境事務所にご相談をお願いいたします。		a	今回の提案の具体的な内容は、野焼きの際に森林への延焼を防止するために実施している輪地切り、輪地焼きの作業を毎年行わなくてもいいように、輪地を生コン等で整備し恒久的に使用できるようにするものです。また、生コン等で整備することで、防火帯としてだけでなく牧野の管理道路としての利用も可能となります。 自然公園等整備事業（自然再生事業）について、九州地方環境事務所へご相談いたします。		環境省から、恒久的輪地整備事業（草原保全事業）への財政支援要望については、詳細は不明であるが既存の自然公園等整備事業（自然再生事業）の活用により対応できる可能性があるため、九州地方環境事務所と相談してほしいとの見解が示され、自治体も了解したため「国と地方の協議」としての協議を終了する。 環境省からの見解でもあったとおり、提案の事業については、事業内容や事業実施場所等が不明な点があり、実現可能な部分が一部にとどまる可能性もあるため、まずは詳細について九州地方環境事務所に相談すること。	Ⅰ
											2回目											
318	国際	1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	少額研究費助成制度の創設	地域での公設試験機関や大学と中小企業との連携を促進するため、公設試験研究機関、中小企業でも使いやすい少額研究費助成制度の創設を求める	公益財団法人とかち財団　他	文部科学省		新規	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区内で輸出に取り組む事業者の多くが、中小企業である。自社商品の開発や輸出に取り組むに当たり、加工技術、品質・衛生管理等の様々な課題があるが、多くの中小企業では単独で問題を解決することが困難である事から、公設試験研究機関や大学等との連携、または公設試験研究機関との研究成果を活用した課題解決を図っているところであるが、現在の研究開発に関する助成制度は、事業期間が複数年度であったり、事業主体がコンソーシアムでなければならないなど、事業採択要件のハードルが高く、提案が困難である。 中小企業でも申請が容易な研究開発助成制度を設けることで、輸出に取り組む中小企業が増え、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の目的である輸出の拡大に繋がり、ひいてはこの地域が食の研究開発・輸出拠点となる事に繋がるもの。	1回目	文部科学省・研究振興局学術研究助成課	科学研究費助成事業	B		科学研究費助成事業（科研費）では、少額研究費を助成する制度もあります。 なお、中小企業に所属される研究者が応募を希望される場合、「研究機関」としての指定を受けていただく必要がありますので、詳しくは、下記URLを参照ください。 ※　http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1286868.htm		a	見解を頂いた科学研究費助成事業の少額研究費助成について、活用を検討致します。		文部科学省から、小額研究費助成制度の創設は既存の科学研究費助成事業の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議を終了する。	Ⅰ
											2回目											